

津野町地域福祉計画

第3期

(案)



令和4年〇月

津 野 町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画策定の目的	3
3. 地域福祉とは	3
4. 計画における「地域」の考え方	3
5. 計画の期間	4
6. 計画の位置づけ	5
7. 第2期計画の振り返り	7
8. 計画の策定方法	10
第2章 津野町の現状と課題	11
1. 人口及び世帯の状況	11
2. 介護保険の認定状況	12
3. 障がい者の状況	13
4. 児童・生徒数	13
5. 生活保護の推移	15
6. 圏域別の状況	15
第3章 住民へのニーズ調査	18
第4章 基本理念と取り組みの方向性	22
1. 基本理念	22
2. 基本目標	22
3. 施策の体系	23
4. 施策の推進	24
基本目標1 支えあいの人づくり	24
(1) 「生きる力」の育成	24
(2) 福祉意識の醸成	26
基本目標2 支えあいの地域づくり	27
(1) 地域福祉活動の担い手の育成・支援	27
(2) 地域のつながりの強化	29
(3) 防犯・防災体制の充実	32
基本目標3 支えあいの仕組みづくり	34
(1) 包括的支援体制の整備	34
(2) 自立に向けた支援体制の強化	36
(3) 権利擁護の推進	38
(4) 社会参加を支える地域資源の整備	40
第5章 計画の推進	41
1. 計画の推進体制	41
2. 計画の進行管理	41
資料	
1. 津野町実施による住民アンケート調査結果	43
2. 聞き取り・アンケート結果（津野町社会福祉協議会）	51

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

(1) 少子高齢化・人口減少の進行

わが国では少子高齢化、核家族化の進行、多様な価値観やライフスタイル等により、地域社会は大きく変化し、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、支えあいの機能の低下が問題視されています。

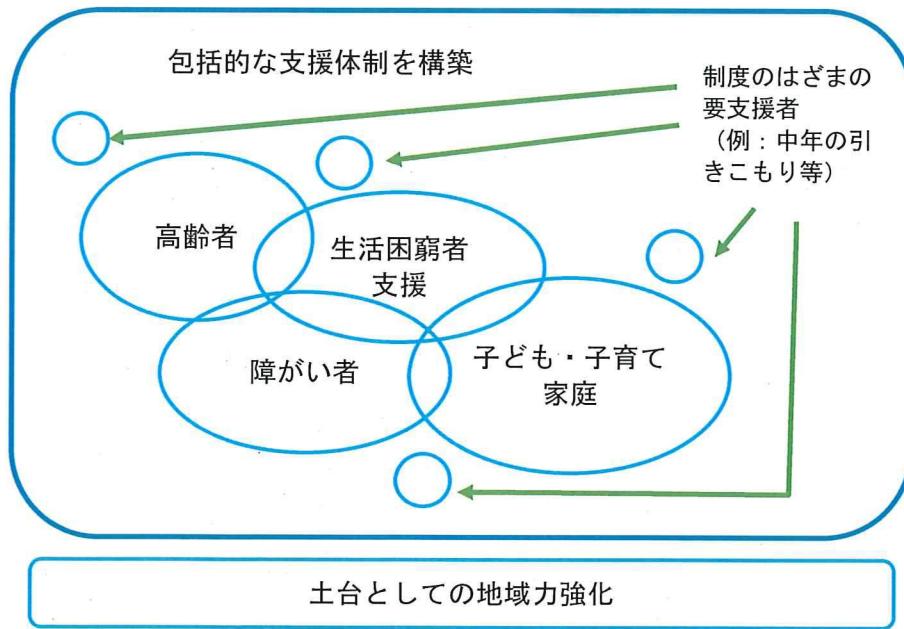
また、津野町（以下、「本町」という。）においても令和3年9月末現在、総人口における65歳以上の占める割合である高齢化率は45.0%、また、0～14歳の割合は9.9%となっており、少子高齢化が進んでいます。今後も高齢化がさらに進行する見込みとなっています。

(2) 地域の支援ニーズの複雑化・複合化

近年、一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050問題や、介護と育児のダブルケアなど）や、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）のように、従来の福祉サービスだけでは対応しきれない生活課題が増加し、十分な対応ができない状況となっています。

これまで、高齢者、障害のある人、子どもなど、対象に応じた福祉制度を整備して、支援を求める人への取り組みを充実させてきましたが、上記のような社会や地域の状況を踏まえ、制度の枠組みに捉われない支援が求められています。

制度のはざまへの対応イメージ



(3) 社会福祉法の一部改正

令和2年6月、社会福祉法の一部改正等が行われ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制の必要性とともに、包括的な相談支援・参加支援・地域づくり支援など重層的な支援体制整備事業の創設が国より示されました。

(4) 地域共生社会の実現

国は、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現をめざしています。

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組むしくみをつくるとともに、市町村においては、地域づくりの取り組みの支援と公的な福祉サービスへのつなぎを含めた包括的な支援体制の整備が求められています。

「地域共生社会づくり」のイメージ



資料：厚生労働省「地域共生社会推進検討会最終取りまとめ」（令和元年12月）

(5) 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行

近年の高齢化社会の進展に伴い、増加する認知症高齢者や知的障がい者、その他の精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支えあうことが課題となっています。

しかし、課題の解決策の1つである成年後見制度は十分に利用されていないのが現状です。このような状況を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）が平成28年に制定されました。その中で各市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的事項を市町村計画に定めるよう努めることとされています。そのため、津野町では自己の権利を表明することが困難な高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で尊厳を持って生活できるよう「津野町成年後見利用促進計画」を策定し、本計画に包含します。

(6) 再犯の防止等の推進に関する法律の施行

わが国においては、約3割の再犯者によって約6割の犯罪が行われるなど、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が増加しており、安全で安心して暮らせる地域社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が大きな課題となっています。

このような現状を踏まえ、国は、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律を施行し、国の責務の明確化や市町村の取り組みを推進するため、地方再犯防止推進計画の策定に努めることとされました。

(7) 様々な感染症や自然災害への対応

令和元年末頃から新型コロナウイルス感染症が世界的に広がる中、感染防止のために、人と人が距離を取り、接触する機会を減らすことが求められています。その結果、これまで進められてきた様々な地域活動や支援が自粛を余儀なくされ、社会的な孤立や高齢者の虚弱化等の課題が深刻化しています。一方で、こうした状況は、人と人との交流やつながりの重要性について再認識する機会となっています。

今後も感染防止に取り組みながらの生活が求められる中、これまでのつながりを絶やさず、また、今まで以上に深刻な状況に陥っている人に手を差し伸べるためにも、オンライン等の活用を含めた新たなコミュニケーションや支援のあり方について考えていく必要があります。

高知県は、近い将来発生すると言われている南海トラフ地震では大きな被害が予想されています。過去の大規模災害でも障がい者や高齢者等の災害関連死等の割合が高いケースがありましたので、平時の地域の見守り体制づくりなどの備えが必要となります。

2. 計画策定の目的

本計画は、社会福祉法第107条に基づいて策定する計画であり、誰もが安心していきいきと暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指すものです。地域住民、行政、社会福祉協議会、事業者、ボランティアなど、地域福祉に関わるすべての人が一体となり助け合い、支え合う福祉のまちづくりの推進を目的とします。

また、市町村では「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進計画」、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「地方再犯防止推進計画」の策定が求められていることから、これらの計画の内容を包含するものとします。

3. 「地域福祉」とは

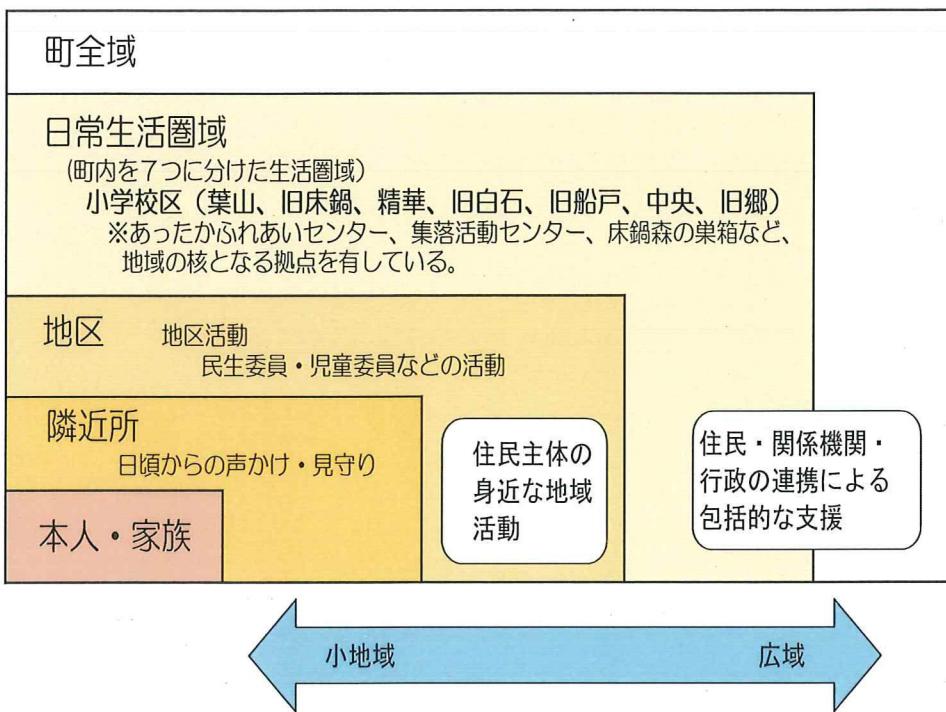
「地域福祉」とは、私たちが住んでいる「地域」の中において、誰もが安心していきいきと暮らし続けることができるよう、「助け合い」、「支え合い」、「ふれあい」といった考え方のもと、地域生活における困りごとの解決に取り組み、より暮らしやすい地域社会をつくっていこうという考え方です。

そして、地域福祉の推進は、地域づくりの担い手である住民が主役となり、それを支える関係団体・関係機関や行政と力を合わせ、支え合う地域づくりに向けた取り組みを継続していくことであると言えます。

4. 計画における「地域」の考え方

本計画の策定にあたっては、地理的状況や地域意識のつながりなどから町内を7つの「地域」に分け、それぞれ、住民による話し合いの場として座談会を実施してきました。便宜上、これら7の区域を「地域」、各集落を「集落」としていますが、これは一つの「地域」の考え方であり、隣近所といった身近な範囲から、学校区、生活圏域など、地理的な状況や住民の関わり方によって「地域」の範囲は様々に捉えられます。本計画においても、「地域」を決まった区域として分けるものではなく、それぞれの範囲が重なり合いながら、それぞれの取り組みが最も効果を発揮する「地域」を対象として取り組みが行われることを目指すものとします。

《地域の範囲と地域福祉活動の展開》



5. 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間を年計画とします。本計画と関連する各計画は連携を図りながら、また必要に応じて見直しを図りながら地域福祉を推進していきます。

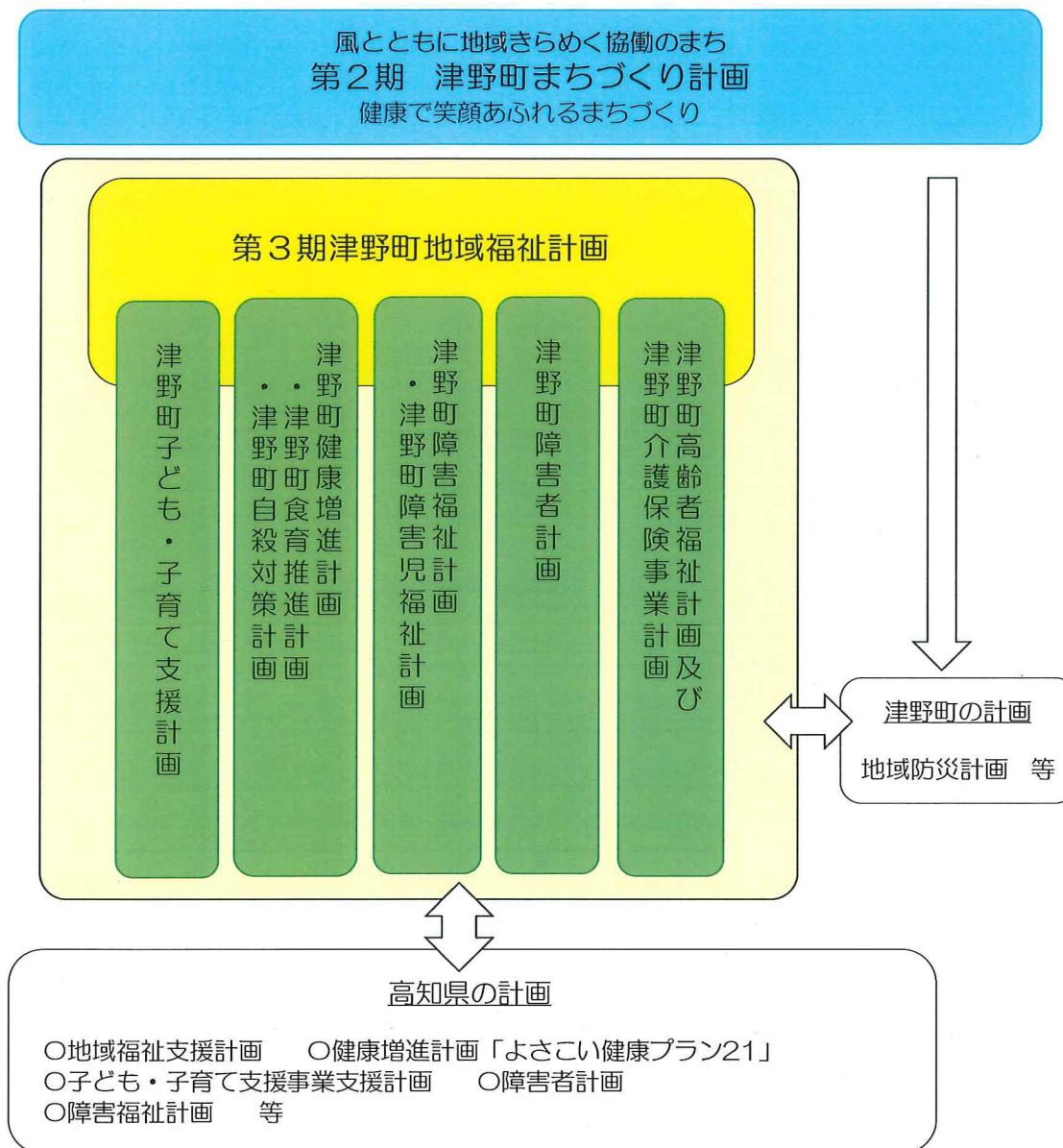
《各計画の期間》

計画 \ 年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
津野町第Ⅱ期まちづくり計画	第1期						第2期																
津野町地域福祉計画 (津野町地域福祉活動計画)							第1期			第2期			第3期 (R4~R8)										
津野町高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画	第2期	第3期		第4期		第5期		第6期		第7期		第8期											
津野町障害者計画		第1期			第2期			第3期															
津野町障害福祉計画 ・津野町障害児福祉計画	第1期障害福祉計画			第2期障害福祉計画			第3期障害福祉計画			第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画 ・第1期障害児福祉計画		第6期障害福祉計画 ・第2期障害児福祉計画								
津野町健康増進計画 ・食育推進計画 ・自殺対策計画	第1期健康増進計画				第2期健康増進計画 ・第1期食育推進計画				第3期健康増進計画 ・第2期食育推進計画 ・第1期自殺対策計画 ※自殺対策計画はR1~														
津野町子ども・子育て支援事業計画							第1期			第2期													

6. 計画の位置づけ

(1) 関連する福祉計画等との連携

本計画は、津野町まちづくり計画を上位計画とし、既存の福祉分野等の関連計画との整合性を保ちながら、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、すべての人々を対象として、地域課題等を解決していくための取り組みを示すものとして位置づけます。



(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画

町が策定する「地域福祉計画」と整合性を保ちながら、地域福祉の推進に取り組むための実践的な活動・行動計画として、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」があります。

この2つの計画は、これまで津野町と津野町社会福祉協議会が別々に策定したうえで連携を図ってきましたが、今回策定する「第3期津野町地域福祉計画」では、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定することで、地域福祉の推進に向けて自指すべき方向と具体的な取り組みを整理し、より実践的な取り組みへとつなげていくことを目指しています。また、一体的策定後の計画名称は「津野町地域福祉計画」とします。

(3) 法的根拠

①地域福祉計画

地域福祉計画は、「社会福祉法」第107条の規定に基づき、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や体制等について、府内関係部局はもとより、多様な関係者も含めて協議の上、計画的に整備していくことを内容とするものです。

社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映せんよう努めるとともに、その内容を公表せんよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

②成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成2年法律第29号）第14条の規定に基づく、市町村における成年後見制度の利用促進にする施策についての基本的な計画です。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めんよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずんよう努めるものとする。

- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議せん等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関をおくよう努めるものとする。

③地方再犯防止推進計画

再犯防止計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく計画であり、当該市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画です。

再犯防止推進法（抜粋）

（国等の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

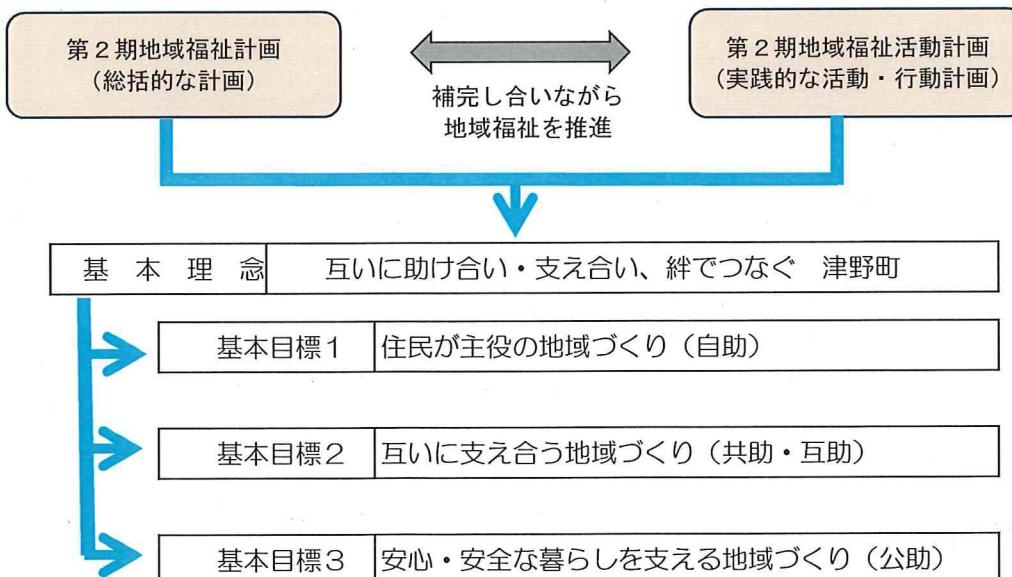
7. 第2期計画の振り返り

（1）第2期計画における「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係

近年の少子高齢化や核家族化の進展に加え、個人の価値観やライフスタイルの多様化、社会経済状況により、家庭や地域の状況も大きく変化しています。複雑・多様化する地域福祉の課題について、地域のつながりを土台とした活動が求められており、町民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉制度サービスの充実はもとより、それぞれの地域で住民同士が互いに助け合い、支え合う「地域の力」が不可欠であると捉え、「互いに助け合い・支え合い・絆でつなぐ津野町」という基本理念のもと、課題に対する3つの基本目標に沿って推進してきました。

また、津野町社会福祉協議会が策定した「第2期地域福祉活動計画」も、「第2期地域福祉計画」の基本理念・基本目標に沿って取り組んでまいりました。

【第2期地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係】



(2) 第2期計画の振り返り

①地域福祉計画の振り返り

基本目標1 住民が主役の地域づくり（自助）について

地域づくりの主役として、町民が自らの健康に关心を持ち、生活習慣病や介護予防、心の健康づくりなどが取り組めるよう支援を行いました。しかし、各年代にそった継続的な取り組みが行われているものの、「子どもの頃からの早寝早起きや朝食を食べるなどの望ましい生活リズムが定着できていない」「健診受診はしているが生活習慣改善の行動まで至っていない」などの課題が改善されておらず、取り組み内容の充実や改善が必要となっています。

福祉意識の醸成を図るため、保健・福祉・教育など各分野で取り組みを行っていますが、関係部署・関係機関が共通認識を持ち連携した取り組みが必要となっています。

また、地域福祉を担う人材育成においても、健康づくり推進団体などの関係団体では、60歳代以上の会員が多く、若い世代の会員の獲得が困難、実質活動できる会員が固定化しており、活動している人に負担が生じるなど、後継者不足の課題も出ており、住民の自主性を引き出す方策を取り入れて、仕掛けをしていくことが必要です。

基本目標2 互いに支え合う地域づくり（共助・互助）について

町民の生活上の課題の把握と解決に向けて、町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、事業所等が重層的に地域の支え合い活動に関わって取り組むことで、地域社会全体で支え「地域の福祉力」向上に努める仕組みづくりのため、各種事業を展開しています。

支援者や地域のつながりにより、情報が得られるケースと、引きこもり・抱え込みに陥るケースなど、展開が異なっていくため、ネットワークの充実が必要です。

地域福祉の拠点として位置付けている「あったかふれあいセンター」についても、「集い」に限らず多面的な機能による運営の検討も必要となっている中、地域での生活支援のしくみづくりが重要となってきています。

基本目標3 安心・安全な暮らしを支える地域づくり（公助）について

関係機関との連携により、子育て支援・障がい者・高齢者・生活困窮者・その他要支援者に対し、各分野で相談支援体制を充実し、福祉課題や生活課題に即したサービス提供につなげる取り組みを行いました。しかし、相談の仕方がわからない、利用できる制度を知らない、対象者であることがわからない等、支援が必要であっても相談につながらないケースがあり、それぞれの状況に合わせた取り組みが必要です。

権利擁護の推進、防犯・防災対策の充実に取り組みました。また、虐待やDVの相談対応を行っていますが、普及啓発などの予防的な取り組みや早期発見・早期支援が十分でなく体制整備の充実が課題となっています。

引きこもりや生活困窮など複合的な課題やどの制度にも該当しないケースに対し、関係部署や関係機関が連携した対応が必要となっており、地域生活課題を解決するための包括的な支援体制づくりが課題となります。

②地域福祉活動計画の振り返り

「津野町地域福祉活動計画」の振り返りは、社会福祉協議会事務局の自己評価に、小地域ふくし座談会や3つの小地域アクションプラン策定地域での検証を積み上げたものとさせていただきました。

基本目標1 住民が主役の地域づくりについて

小地域ふくし座談会や住民研修会、コミュニティスクールなど、地域や学校での取り組みの中で、福祉活動の意義を共有することができました。こうした取り組みを継続しながら、集落活動センターなど地域団体や住民の力を地域の課題解決に活かせるよう、未来を担う人づくりに向けた取り組みを地域ぐるみで行うことが必要です。

基本目標2 互いに支え合う地域づくりについて

ほっとサービスやふれあい配食サービスにおけるボランティアの不足傾向、福祉委員活動の具体化、地域サロン活動などにおける参加者による協働の運営、あつたかふれあいセンターの機能充実など、それぞれに背景となる課題があります。

孤立を生まない地域づくりのために、それぞれの課題の解決に向けて、地域組織や関係団体・機関と住民が課題を共有しながら、予防を含めたしくみを検討するとともに、災害時に備えた関係団体や行政との連携強化に努めます。

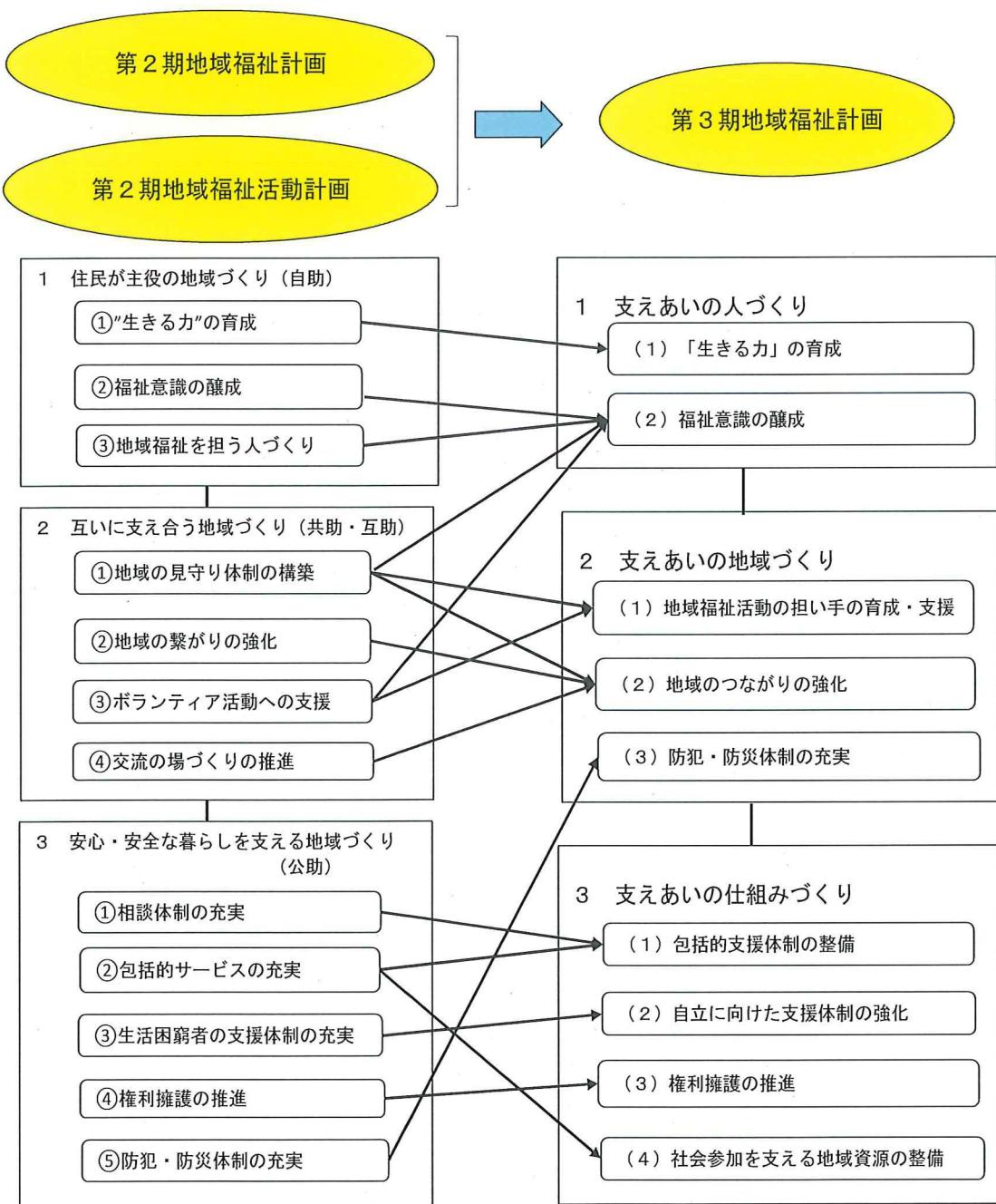
基本目標3 安心・安全な暮らしを支える地域づくりについて

高齢者のみの世帯等を対象に整備した安心・安全見守り台帳をもとに、民生委員と行政・消防・社協が情報共有を図る緊急時対応や、家計・ひきこもり・多重債務等自己解決の難しいケースに対する日常生活支援や自立相談支援を行っています。

今後も地域と関係機関の連携を図りながら、問題が複合的である場合や長期化しているなどの困難ケースへの伴走型支援のため、自立相談を含めた支援体制の見直しが必要です。

(3) 第3期計画の策定にあたって

地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定する第3期地域福祉計画では、第2期計画の目指す方向性を引き継ぎながら、アンケート調査や地域座談会で出された様々な課題に対し、地域福祉推進のための取組目標を「人づくり」「仕組みづくり」「環境づくり」の3つの視点から次のように整理しました。



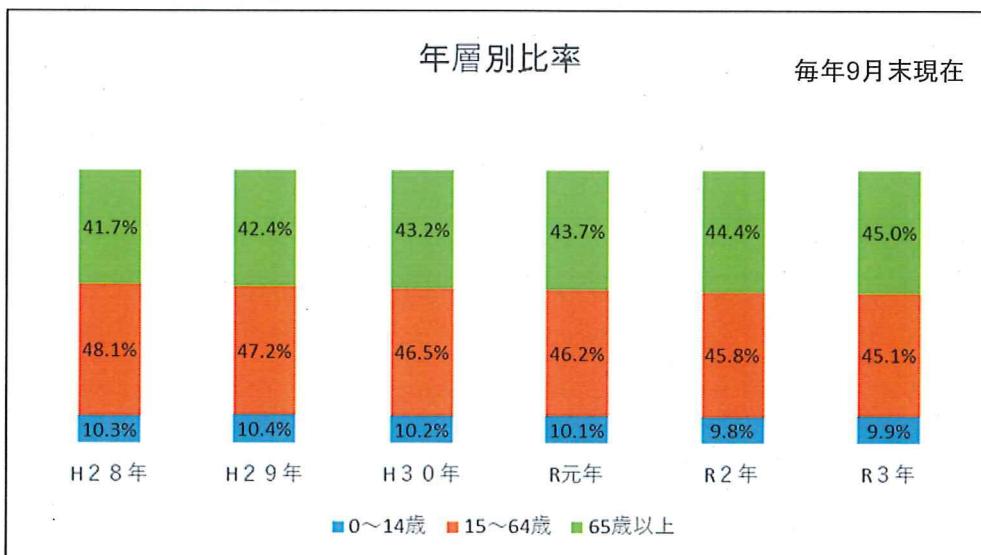
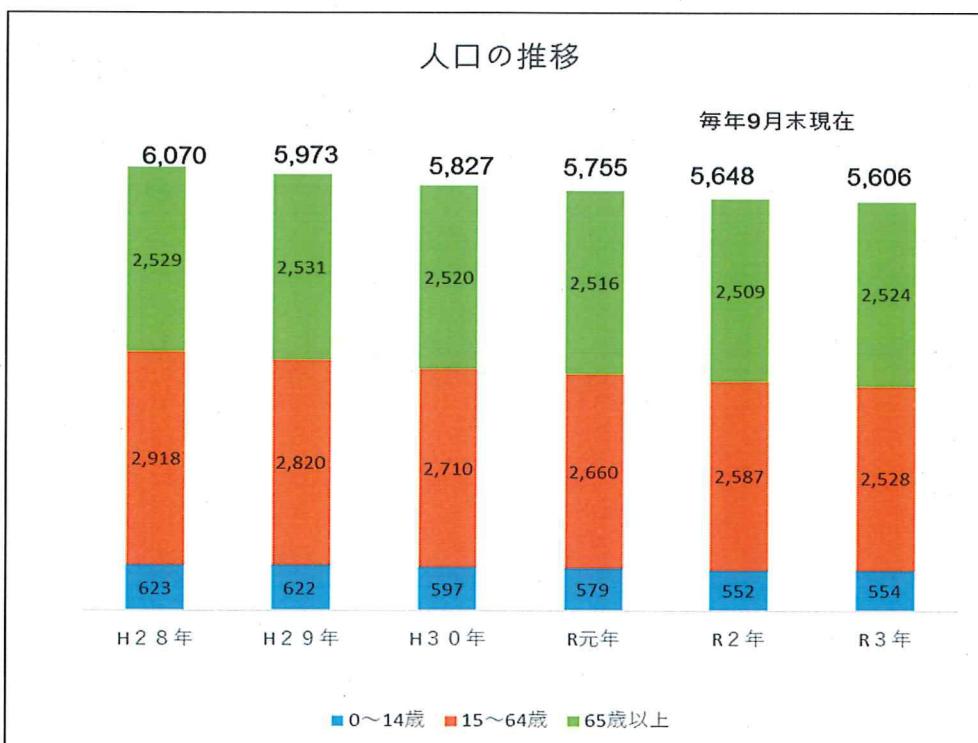
8. 計画の策定方法

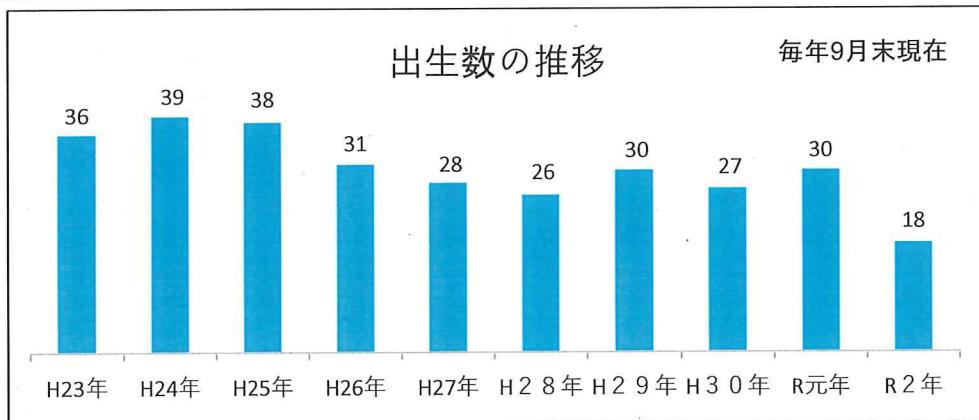
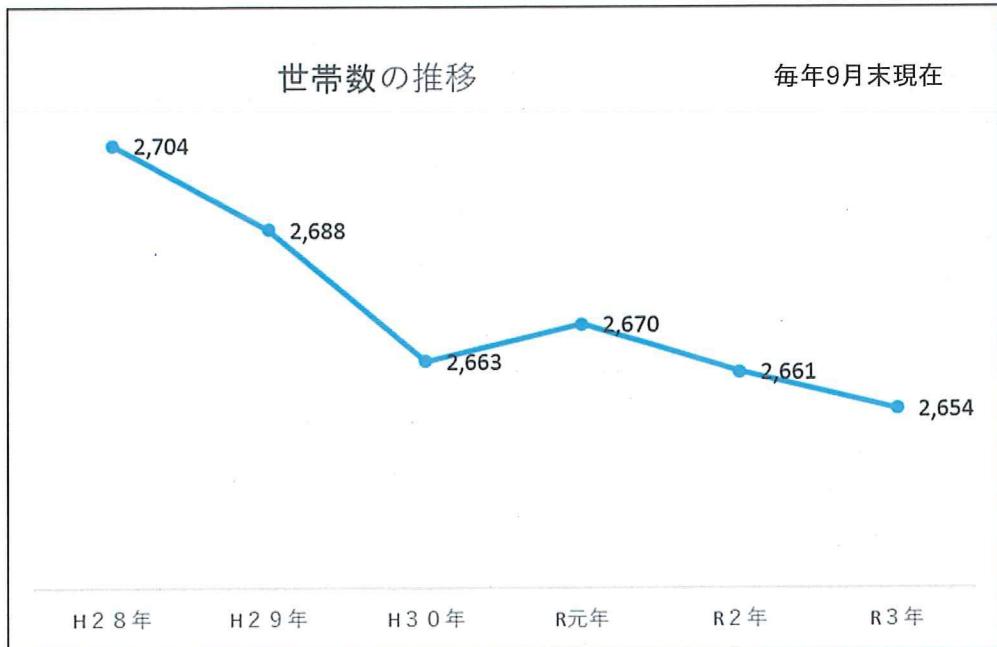
第3期地域福祉計画は、地域福祉に関する調査として実施した「町民アンケート」の結果や、ふくし座談会への参加者のご意見、地域サロンなどで聞き取りをさせていただきご意見を参考に計画案を作成し、また、広く意見を募るために計画案についてのパブリックコメントを実施したうえで策定しました。

第2章 津野町の現状と課題

1. 人口及び世帯の状況

平成17年の本町発足以来、人口は毎年約100人ほどの減少傾向が続いておりました。近年は、子育て支援対策や定住促進対策等に取り組んでいますが、少子高齢化による人口減少に歯止めがかからない状況です。令和3年9月末の段階において、住民基本台帳上の人団で、65歳以上の高齢者と15～64歳の人口比率がほぼ同じとなるなど、少子高齢化傾向は依然として進んでおります。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口では、2040年（令和22年）には3,825人、2060年（令和42年）に2,633人と推定されており、このため本町では、2060年の人口を3,698人を目標として津野町まち・ひと・しごと総合戦略に取り組んでいます。

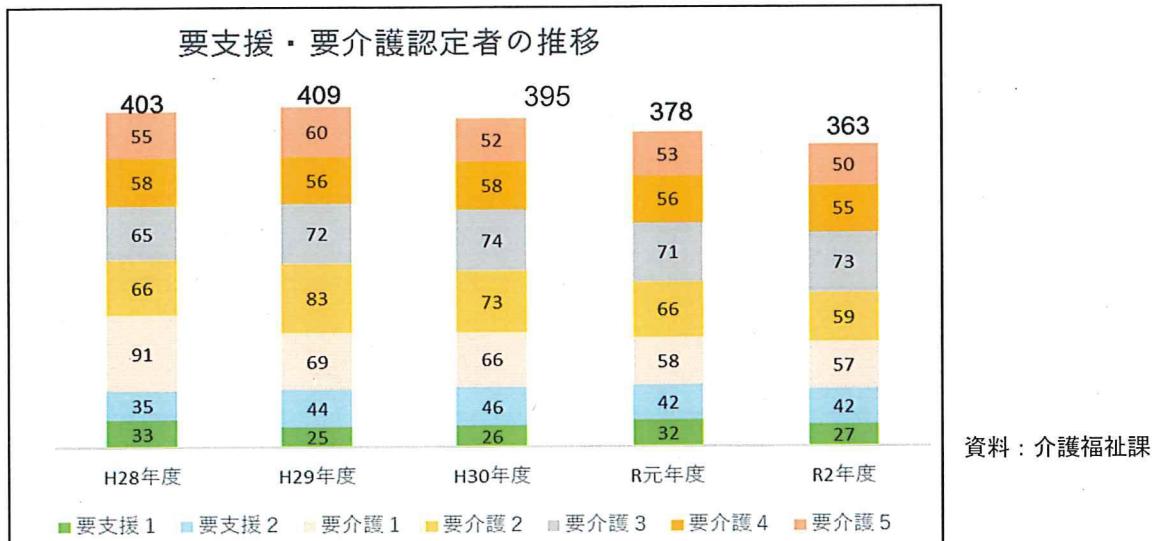




2. 介護保険の認定状況

介護予防事業の取り組みの推進により、平成30年度より要支援・要介護認定者数を合わせた数は減少傾向にあり、介護保険給付費も同様に減少傾向にあります。

このことが反映され、第8期介護保険事業計画期間中（令和3年度～5年度）における津野町の介護保険料は、高知県下で最も低い額となっております。



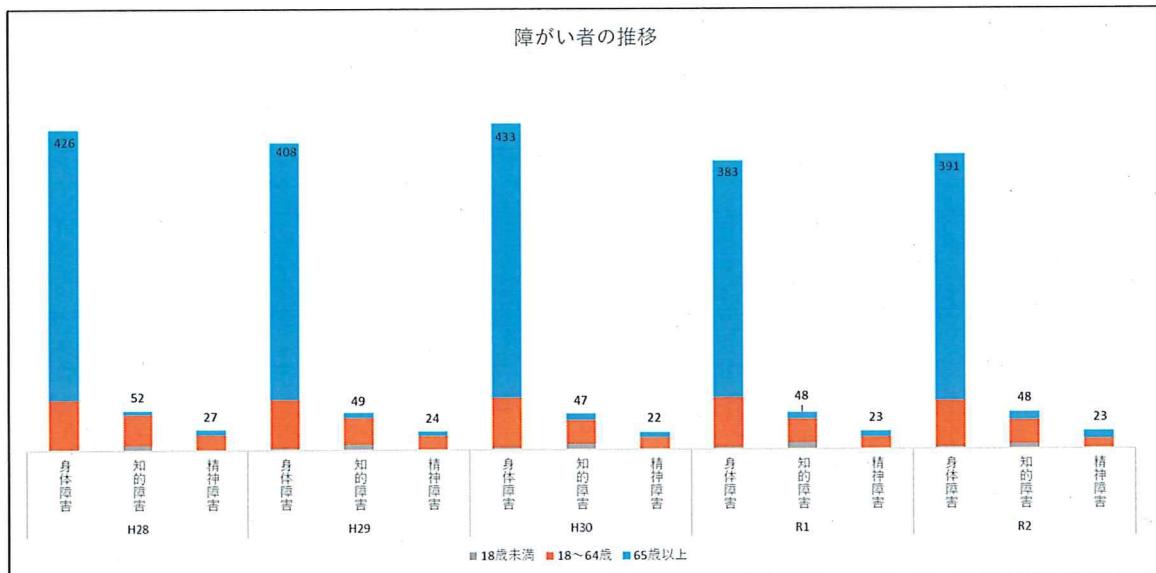


資料：介護福祉課

3. 障がい者等の状況

各障がい者手帳の所持者は、身体障がい者手帳では減少傾向にあり、療育手帳（知的）、精神保健福祉手帳（精神）のいずれも横ばい状況にあります。

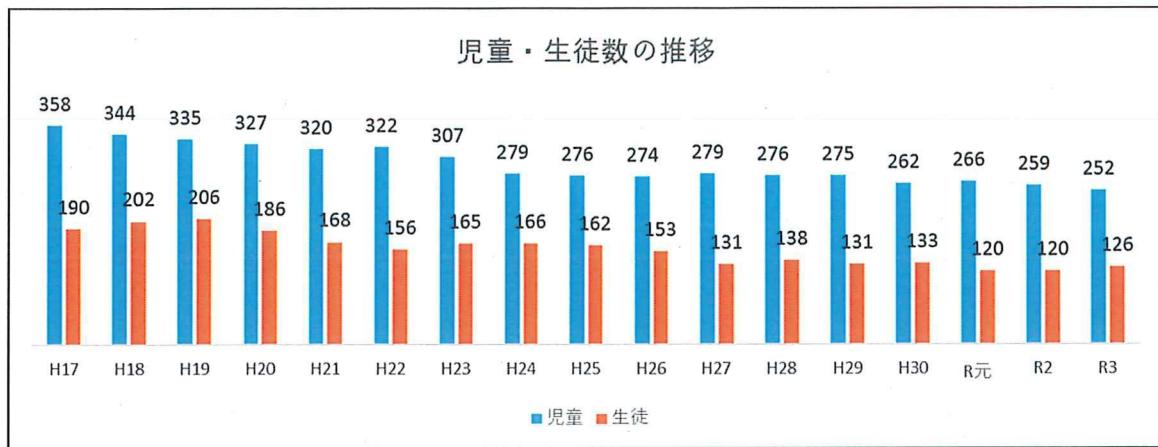
各障がい手帳の所持者を年層別に見ると、身体障がい者手帳では65歳以上の高齢者が最も多くなっています。療育手帳（知的）、精神保健福祉手帳（精神）では、18歳～64歳以上が最も多くなっていますが、65歳以上の高齢者の所持者数は微増傾向にあります。



資料：健康福祉課

4. 児童・生徒数

平成17年には、小学校が6校、児童数358人であったものが、平成28年には、小学校が3校、児童数は、252人で106人減少しています。中学校の生徒数も平成17年には190人であったものが平成28年には126人で64人減少しています。



【小学校】

R3.5.1現在

学校名	性別	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	家庭数
葉山小学校	男	4	8	8	9	12	12	53	80
	女	12	10	13	6	8	13	62	
	計	16	18	21	15	20	25	115	
精華小学校	男	3	5	4	7	3	9	31	40
	女	4	4	2	1	5	7	23	
	計	7	9	6	8	8	16	54	
中央小学校	男	5	12	11	5	6	5	44	58
	女	7	4	9	6	6	7	39	
	計	12	16	20	11	12	12	83	
計	男	12	25	23	21	21	26	128	178
	女	23	18	24	13	19	27	124	
	計	35	43	47	34	40	53	252	

【中学校】

学校名	性別	1年	2年	3年	合計	家庭数
葉山中学校	男	19	10	19	48	70
	女	12	12	9	33	
	計	31	22	28	81	
東津野中学校	男	9	8	6	23	39
	女	5	11	6	22	
	計	14	19	12	45	
計	男	28	18	25	71	109
	女	17	23	15	55	
	計	45	41	40	126	

【認定こども園】

園名		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
にじいろ園	男	0	7	8	11	16	7	49
	女	1	8	9	9	8	11	46
	計	1	15	17	20	24	18	95
さくらんば園	男	0	6	4	5	4	3	22
	女	0	3	6	6	3	4	22
	計	0	9	10	11	7	7	44
計	男	0	13	12	16	20	10	71
	女	1	11	15	15	11	15	68
	計	1	24	27	31	31	25	139

資料：教育委員会

5. 生活保護の推移

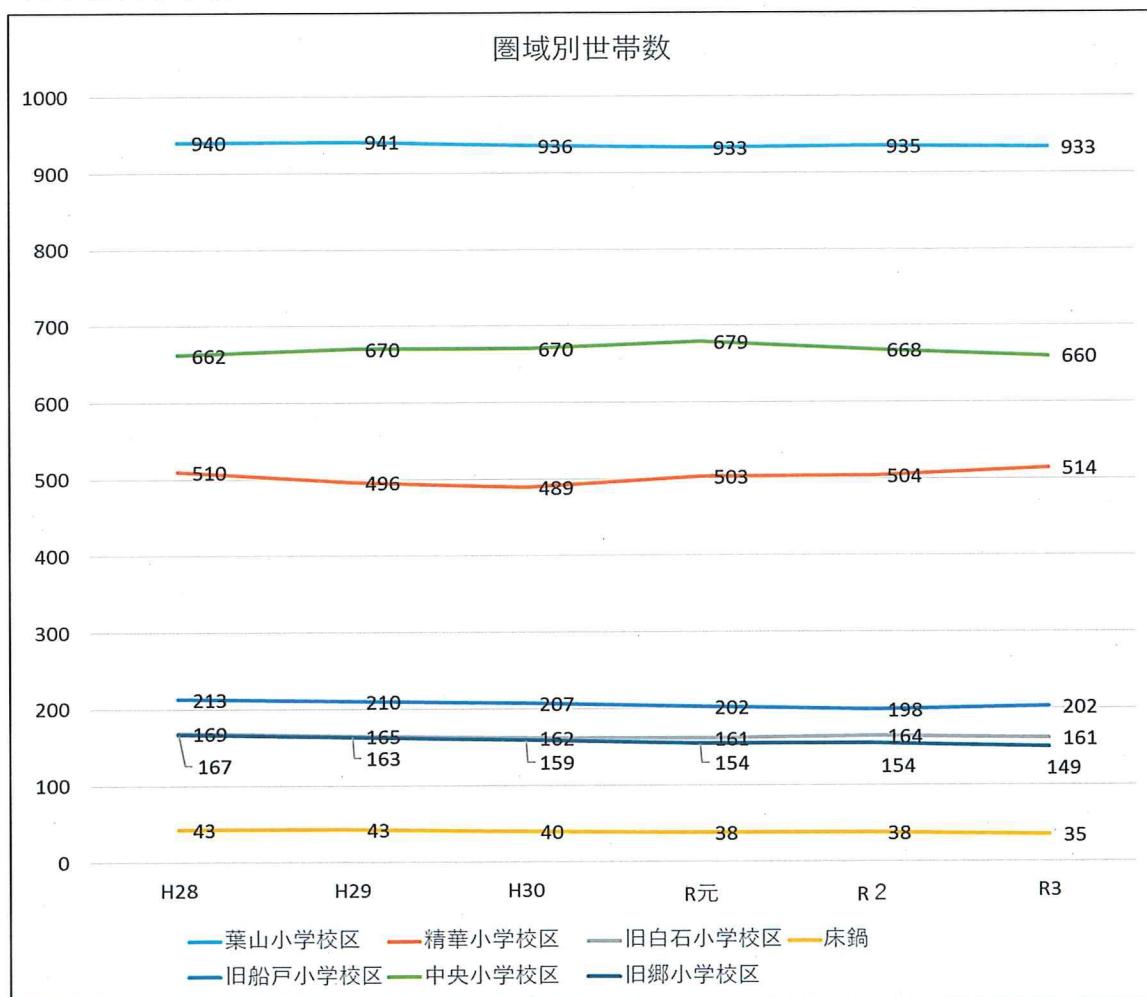
被保護世帯数の中でも、高齢者世帯が多くを占めておりますが、稼働年齢層の人が病気等の理由で生活保護を申請するケースも多く見られます。

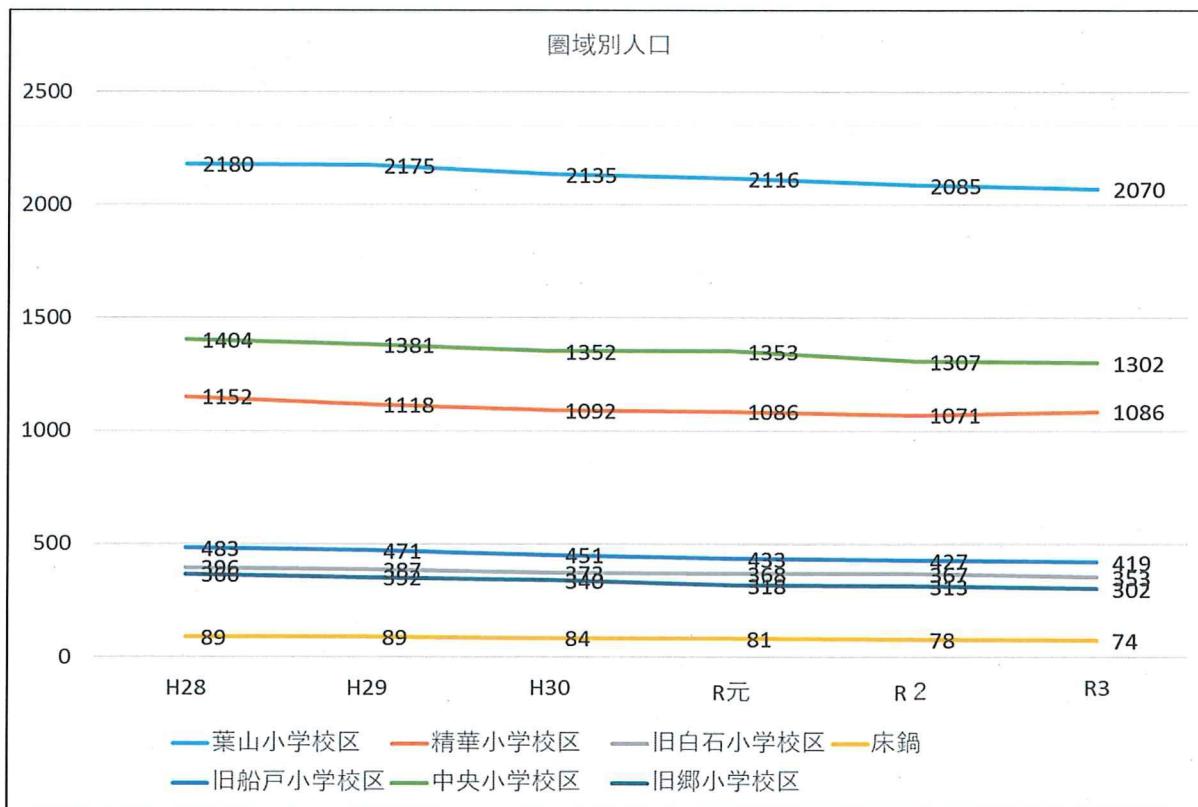
年度	人口	被保護世帯数	被保護人員	保護率 (%)	類型別被保護世帯数			
					高齢者	母子	傷病・障害	その他
H28年度	6,023	43	54	0.9	24	0	7	12
H29年度	5,859	44	56	1.0	19	1	8	16
H30年度	5,788	51	64	1.1	32	1	5	13
R元年度	5,676	48	56	1.0	30	1	4	13
R2年度	5,622	42	48	0.9	28	1	3	10

資料：須崎福祉保健所

6. 圏域別の状況

移住促進事業や地域優良賃貸住宅整備により、地区によっては、世帯数や人口減に歯止めがかかっている時期があるものの、全体的には減少傾向にあります。1世帯当たりの人数も減少傾向にあり、独居世帯の見守りなど、将来における深刻な課題の表れと言えます。





圏域ごとの1世帯あたりの人数

	H28	H29	H30	R元	R 2	R3
葉山小学校区	2.32	2.31	2.28	2.27	2.23	2.22
精華小学校区	2.26	2.25	2.23	2.16	2.13	2.11
旧白石小学校区	2.34	2.35	2.30	2.29	2.24	2.19
床鍋	2.07	2.07	2.10	2.13	2.05	2.11
旧船戸小学校区	2.27	2.24	2.18	2.14	2.16	2.07
中央小学校区	2.12	2.06	2.02	1.99	1.96	1.97
旧郷小学校区	2.19	2.16	2.14	2.06	2.03	2.03

資料：町民課
※データは、毎年9月末現在

参考データ

圏域	地区数	民生児童 委員数	老人 クラブ数	地域 サロン数	福祉 委員数
葉山小学校区	24地区	6人	4クラブ	14ヶ所	44人
精華小学校区	19地区	5人	2クラブ	8ヶ所	33人
旧白石小学校区	9地区	2人	1クラブ	1ヶ所	12人
床 鍋	1地区	1人	0クラブ	1ヶ所	7人
旧船戸小学校区	10地区	3人	3クラブ	3ヶ所	15人
中央小学校区	13地区	6人	5クラブ	7ヶ所	42人
旧郷小学校区	9地区	2人	3クラブ	1ヶ所	12人

資料：津野町社会福祉協議会
※データは、令和3年9月1日現在

第3章 住民へのニーズ調査

本計画を策定するための基礎資料とするため、津野町では、住民のニーズを把握するために、アンケート調査を実施しました。その結果の概要是次のとおりです。

なお、社会福祉協議会が、圏域に沿って開催した座談会や地域サロンの場で住民の声をきかせていただきました。

巻末において、アンケート調査の結果とあわせて、資料として掲載します。

1. 津野町実施アンケート

実施時期	令和3年8月～9月
調査方法	郵送方式
アンケート対象	町内20歳以上1,000名（抽出）
回答者数	518名
回答率	51.8%

アンケート調査結果の特徴

①地域のことについて

回答者の60%以上の人人が、地区行事などを中心に日頃から助け合っているなど、地域への深い愛着心とともに、付き合いの大切さを感じている人が多い。しかしながら、少子高齢化など地域社会を取り巻く環境の変化などにより、地域活動の停滞や人と人のつながりの希薄化を危惧する人も多い。

②地域活動・ボランティア活動について

地域活動やボランティア活動に取り組んでみたいと考えている人が60%以上おり、意欲的な傾向が感じられる。

③福祉への関心

福祉に関する情報は広報や社協などから得る機会が多い傾向で、すべての人々にもたらされるという「地域福祉」の観点に着目している人が多いと考えられる。

④今後の津野町について

中山間地域の課題である交通事情の課題解決や住民の交流・支え合いの場づくりなど社会参加の地域資源の充実を望む声が多い。

2. 津野町社会福祉協議会実施アンケート

日常生活圏域ごとに開催した福祉座談会で生活課題や地域の宝、やってみたいことなどをお聞かせいただきました。また、ボランティアや若い人たちのご意見や提案なども直接聞かせていただいたりアンケート票で声を収集させていただきました。概要は次のとおりです。巻末にそれぞれのご意見などを掲載しています。

<アンケート方法>

項目	福祉座談会	福祉委員	配食ボランティア	地域サロン	中学生
実施時期	令和3年11月～令和4年1月	令和3年10月	令和3年10月～11月	令和3年10月～12月	令和3年12月
調査方法	参加者への聞き取り	アンケート郵送	聞き取り アンケート手渡し	世話人会、サロン会場での聞き取り	学校を通じて アンケート手渡し
対象者	地区長・福祉委員 民生児童委員	福祉委員164人	心れあい配食 ボランティア	サロン世話人 サロン参加者	町内中学生
回答者 (参加者)数	105人	96人	57人	世話人会 20人 訪問サロン15か所	123人

※ 上記の他、老人クラブ役員会での聞き取り、自立支援ボランティアとの話し合いでのご意見も参考にさせていただきました。

<アンケート結果の概要>

①生活者としての地域への思い、不安、期待

- ・どこかの地域でも集まりの機会の減少や地域の活動に参加できる人が少なくなってきたことが気掛かりなこととして多くの声がありました。
- ・地域サロンなどに積極的に関わってくれたり、地域をリードしてくれる若い人たちが高齢者などの社会の支援が必要な方々を元気づけているところもありました。
- ・誰もがほっとできる身近なところに集いの場が必要だと感じている方も多いようです。
- ・集団に馴染めていない人がいるなど孤立を気遣う貴重な意見もありました。

②地域福祉活動実践者からのメッセージ

- ・誰かのために自分の時間を活用してボランティア活動をしている人たちは、「自分のため」と考えている人が多く、周囲への目配りや思いやりの声もたくさんありました。
- ・直接高齢者や障がい者と交流している中で、生活する上での問題に気づき、気配りの仕方や活動方法を工夫すること等取り組みへのアイデアの提案もありました。

③中学生からのメッセージ

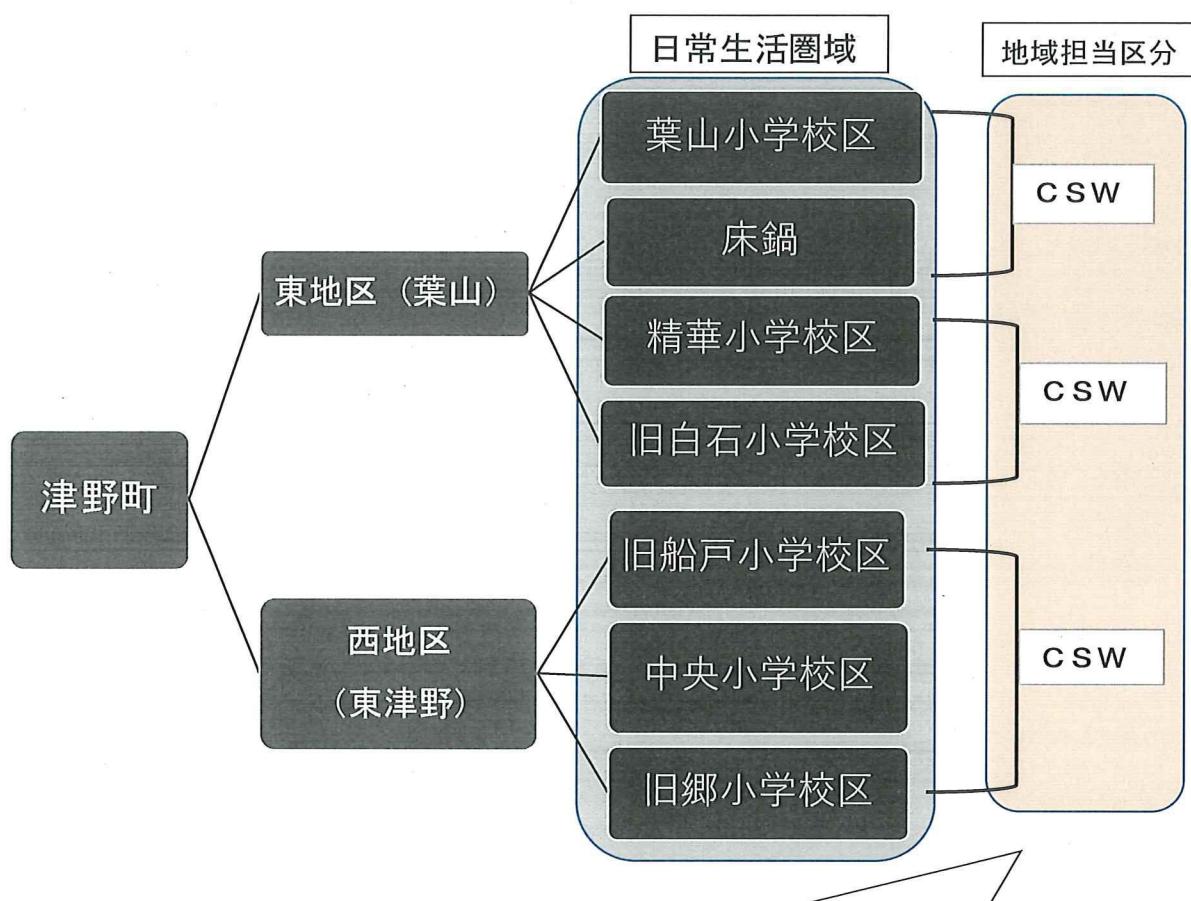
- ・登下校時には、地域の人たちと積極的にあいさつをしていることがわかりました。また、近所の人たちとのつながりが大切であることを多くの中学生が感じています。
- ・ほとんどの中学生が自分が困ったときに助けてくれた感謝の気持ちを持ち続け、自分ができるボランティア活動を考えています。
- ・みんなが助け合う津野町にしていくために、思いやりや交流が大切であると答えています。

身近な生活圏域とコミュニティソーシャルワーカー

＜日常生活圏域について＞

本計画では、住民の身近な範囲で地域福祉活動を検討していくために7つの「日常生活圏域」を設定しています。圏域の名称は、この「津野町地域福祉計画」において、統合以前の小学校名を基本に記載しています。

また、社会福祉協議会では、地域福祉推進の核となる職員「コミュニティソーシャルワーカー」を配置し、地域住民のみなさんと共に活動を展開していきます。



＜地域担当とコミュニティソーシャルワーカー（CSW）＞

津野町社会福祉協議会では、一定のエリアごとに担当職員を決め、「コミュニティソーシャルワーカー」として、住民の皆さんと共に地域福祉の推進を図っています。

■コミュニティソーシャルワーカー（CSW）とは・・・

支え合う地域づくりや地域生活課題の解決に向けて、一定の「地域」のなかで個別支援と地域支援を一体的に進める地域活動を支える専門職です。